

令和6年度
国立大学法人京都工芸繊維大学基金奨学生募集要項
〔博士後期課程進学希望学生対象〕

国立大学法人京都工芸繊維大学基金奨学生制度は、国際的に活躍する優れた若手の研究者及び技術者を育成することを積極的に推進するため、人材育成基金事業の一環として2006年度より実施しているものです。

この度、優秀な博士後期課程学生への支援を目的として、次のとおり奨学生を募集します。

注) 令和4年9月に本学大学院博士前期課程に入学し、令和6年9月に博士前期課程を修了する予定の人は、本募集要項において「令和6年4月」とあるのは、「令和6年9月」と読み替えるものとします。

1. 募集人数及び奨学金額

- (1) 募集人数 別に募集する「令和5年度国立大学法人京都工芸繊維大学基金奨学生〔**博士後期課程学生対象**〕」と合わせて**5名**
- (2) 奨学金額 奨学生一人当たり100万円

2. 申請資格

令和5年10月時点で、本学大学院博士前期課程の正規課程の2年次に在籍し、令和6年4月に本学大学院博士後期課程に進学する意欲のある人。(申請時点で、博士後期課程入学試験未出願でも申請可。)

<注意事項>

- (1) 次のいずれかに該当する人は申請できません。
- ・国費外国人留学生(ただし、令和6年4月から私費外国人留学生となる人は申請可。)
 - ・申請時に休学中の人
- (2) 奨学金は令和6年4月以降に支給します。ただし、次のいずれかに該当する場合には奨学金は支給されません。(奨学金を支給した後、次のいずれかに該当することが判明した場合には、支給済の奨学金を返還いただきます。)
- ・令和6年4月に本学大学院博士後期課程に進学しない場合(本学大学院博士後期課程入学試験(令和6年4月入学)に不合格となった場合を含む。)
 - ・令和6年4月より日本学術振興会特別研究員に採用される場合
 - ・令和6年4月より京都産学共創フェローシッププログラム後継事業(次期博士支援事業)に採用される場合

 - ・令和6年4月より定期的な収入(定職(アルバイト等の有期雇用を含めない)による給与収入等)及び給付型の奨学金の合計金額が月額15万円(フェローシッププログラムの生活費相当)以上となる場合
 - ・令和6年4月より国費外国人留学生に採用される場合
- (3) 他の奨学金との併給は可とします。(上記(2)に該当する場合を除く。)

3. 申請書類

- ①「基金奨学生申請書」(様式1)
- ②「誓約書」(様式2-B)
- ③博士前期課程の学業成績証明書
- ④業績を証明する書類

※「基金奨学生申請書」(様式1)の「4.【研究遂行力の自己分析】」「(1)研究に関する自身の強み」で記載した研究活動の成果物を証明する書類を提出してください。(学術論文、学会発表等の研究業績(研究活動の成果物)がある場合、必ず「4.【研究遂行力の自己分析】」欄に記載してください。)

<証明書類の例>

- 学術論文の場合…論文コピー等
- 研究発表の場合…要旨集や予稿集などの該当箇所のコピー等
- 学会・学術集会での表彰の場合…表彰状のコピー等
- 作品等の出展や受賞の場合…出展状況や受賞状況が分かるもののコピー等

⑤指導教員の「基金奨学生申請者に関する評価書」(様式3 [教員が厳封したもの])

※指導教員より期限までに直接学生支援・社会連携課経済支援係へメール提出いただくようお願いください。

*申請書類の様式の電子データは、本学HPからダウンロードできます。

(https://www.kit.ac.jp/campus_index/life_fee/scholarship/kitfund_scholarship/)

4. 申請受付期間及び申請方法

申請者は、先の3に定める申請書類を一括して、次の受付期間内に提出してください。

(1) 申請受付期間

令和5年9月11日(月)～9月25日(月)17:00(必着)

(2) 申請方法

郵送又は窓口提出(①、②、③、④)、指導教員によるメール提出(⑤)

①基金奨学生申請書(様式1)、③学業成績証明書、④業績を証明する書類は、併せて電子媒体をEメール提出すること。(件名は「【基金奨学生申請】〇〇〇〇専攻_氏名」とすること)

※①基金奨学生申請書はPDFファイルに変換し、ファイル名を「【申請書】〇〇〇〇専攻_氏名」とすること。

※③学業成績証明書は、スキャン等によりPDFファイルとして作成し、ファイル名を「【成績証明書】〇〇〇〇専攻_氏名」とすること。

※④業績を証明する書類は、業績ごとに1つのPDFファイルとして作成し、それぞれのファイル名を「【業績書類(No.〇)】〇〇〇〇専攻_氏名」とすること。

⑤指導教員による「基金奨学生申請者に関する評価書」(様式3)は、指導教員より期限までに直接学生支援・社会連携課経済支援係へメール提出いただくようお願いください。

【提出先】

〒606-8585

京都市左京区松ヶ崎橋上町1番地

学生支援・社会連携課 経済支援係

E-mail shogaku@jim.kit.ac.jp

5. 選考

京都工芸繊維大学学生支援センター博士支援部会審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、書類審査により選考します。なお、申請状況により、書類審査通過者を対象に、面接選考を実施する場合があります。(実施する場合、11月上旬頃を予定。)

《参考》2022年度選考実績

申請者数	3名
書類審査通過者数	3名
採用内定者数(補欠含む)	3名※

※ただし、採用内定者が全て、博士後期課程入学後に京都産学共創フェローシッププログラムへ採用されたため、基金奨学生としての正式採用者は0名。

6. 採否決定及び奨学金支給

<奨学生採用候補者の決定>

審査委員会の候補者選考結果に基づき、学長が奨学生採用候補者を決定の上、申請者に通知します。決定時期は12月上旬頃を予定しています。

<奨学生の決定>

奨学生採用候補者が令和6年4月に本学大学院博士後期課程へ進学した後、正式に奨学生として採用が決定し、奨学金が支給されます。

ただし、奨学生採用候補者が下記のいずれかに該当することとなった場合は、奨学生の採用を辞退したものと取り扱い、奨学金は支給されません。また、奨学生として採用が決定し、奨学金が支給された後、次のいずれかに該当することが判明した場合には、奨学生の採用を取り消し、支給済の奨学金は返還いただきます。

奨学生採用候補者は、下記のいずれかに該当することとなった場合、速やかに大学に申し出てください。

- ・令和6年4月に本学大学院博士後期課程に進学しない場合（本学大学院博士後期課程入学試験（令和6年4月入学）に不合格となった場合を含む。）
- ・令和6年4月より日本学術振興会特別研究員に採用される場合
- ・令和6年4月より京都産学共創フェローシッププログラム後継事業（次期博士支援事業）に採用される場合

- ・令和6年4月より定期的な収入（定職（アルバイト等の有期雇用を含めない）による給与収入等）及び給付型の奨学金の合計金額が月額15万円（フェローシッププログラムの生活費相当）以上となる場合
- ・令和6年4月より国費外国人留学生に採用される場合

7. 成果報告

奨学生として採用された人は、毎年度末に、年度実績報告書（様式4）を指導教員経由で学生支援・社会連携課に提出してください。また、博士後期課程修了3ヶ月前には、実績報告書（様式5）を指導教員経由で学生支援・社会連携課に提出してください。提出された実績報告書（様式5）は本学HPにて公表します。

8. その他

- （1）基金奨学生は、申請書類に重大な虚偽の記載があった場合や、懲戒処分を受けた場合等、本学学生としてふさわしくない行為を行った場合は、本奨学金を大学に返還しなければなりません。
- （2）博士後期課程の途中で退学（単位修得退学を除く。）した場合は、在学期間や事情を勘案の上、奨学金の一部又は全部の返還を求めることがあります。
- （3）基金奨学生に採用された場合、氏名、所属、研究課題等を、本学が発行する広報媒体へ掲載しますので、予めご承知をお願いします。また、各種統計調査、各種行事等での情報提供にご協力くださいますようお願いいたします。

<本件照会窓口>

学生支援・社会連携課経済支援係

8:30~17:00

電話:075-724-7150 / E-mail: shogaku@jim.kit.ac.jp